

委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 15 号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 市道路線の認定について

議案第 19 号 市道路線の廃止について

を審査するため、12 月 12 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 15 号は、平成 26 年の道路法改正により、道路法面や高架下を活用した占用入札を行い財源確保する道路占用入札制度が導入できるようになった。道路法面や道路残地の管理が財政的に困難になってきており、この制度を導入して管理費用を創出することを目的として、所要の改正を行うものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 18 号は、民間事業者が宅地造成工事により築造した道路を、胡麻生区内 14 号線、名倉 58 号線としてそれぞれ市道認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、市が発注する道路工事と民間事業者が築造した道路を市が移管を受ける場合の検査基準に差異はあるか とのただしがあり、民間事業者が宅地開発を行う際には、事前協議において審査を行っており、工事完了後は造成工事と市道認定に伴う検査を行っている。検査基準は市発注の道路工事と同じである との答弁がありました。

議案書の表記に関して、幅員の最大値と最小値が記載されているが、最大値には隅切り部分も含んでおり、広い道路という印象を受けてしまう。わかりやすい表現に変更してはどうか とのただしがあり、道路の主な部

分と隅切り部分の幅員を区別して記載することは可能と考えており、今後検討する との答弁がありました。

議案第 19 号は、昭和 50 年代に、当時の建設省により紀の川河川改修が行われ、一部の市道は拡大した河川区域に取り込まれたため廃止したが、向副区内線については、当時の廃止手続きから漏れた路線と考えられる。当該路線区域は現在河川敷となっており、地元調整や管理者調整の必要がなく、廃止しても特に支障がないため、これを廃止するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。